

○ 毎月勤労統計調査（通称“毎勤”）とは

— どんな調査か —

- 全国調査、地方調査及び特別調査から成り立っており、全国調査と地方調査は常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月、特別調査は常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回実施しています。なお、地方調査は全国調査の調査事業所に地方調査のみの調査事業所を加えたものとしています。
- 大正年間に始まり、90年以上の歴史を持つ、我が国の労働及び経済に関する基本的な統計のひとつです。
- 労働者の雇用、給与及び労働時間の毎月の変動を明らかにすることが目的です。

— どのように利用されているか —

- 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
- 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
- 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- 政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）
- 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料